

様式 2

生産行程管理業務規程

令和 6 年 2 月 26 日

1 作成者

住所（フリガナ）：（〒060-8651）北海道札幌市中央区北 4 条西 1 丁目 3 番地
（ホッカイドウサッポロシチュウオウクキタ 4 ジョウニシ 1 チョウ
メ 3 バンチ）

名称（フリガナ）：ホクレン農業協同組合連合会

（ホクレンノウギョウキョウドウクミアイレンゴウカイ）

代表者（管理人）の氏名及び役職：代表理事会長 篠原 末治

ウェブサイトのアドレス：<https://www.hokuren.or.jp/>

2 農林水産物等の区分

区分名：第 1 類 農産物類

区分に属する農林水産物等：穀物類

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：北海道米（ホッカイドウマイ）、Hokkaido Rice、Hokkaido Mai

4 明細書の変更

ホクレン農業協同組合連合会（以下「組合連合会」という。）は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第 16 条第 1 項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確保のために必要な措置

（1）構成員への周知・指導等

組合連合会は、構成員たる各農業協同組合（以下「会員農協」という。）及び会員農協に所属する生産業者（以下「生産業者」という。）に対し、「北海道米」の明細書に記載された生産地及び生産の方法の遵守のために必要な以下の手順について周知し、必要に応じて指導する。

ア 生産業者の手順

生産業者は、栽培履歴等により、明細書に記載された生産の方法を遵守していることが分かる記録を作成し、会員農協に提出する。

なお、会員農協以外に出荷する場合は、生産業者が当該記録を保存する。

イ 会員農協の手順

会員農協は、生産業者から提出された栽培履歴等の記録を保存する。

ウ 組合連合会の手順

組合連合会は、生産業者が明細書に記載された生産の方法を遵守していないことが疑われる場合には、当該生産業者に対して現地調査を行い、遵守状況を確認する。

（2）手順の妥当性を見直す機会

組合連合会は、上記（1）のア、イ及びウの手順について、年 1 回以上その妥当性を検証する。

6 明細書適合性の指導

組合連合会は、生産業者が明細書に記載された生産地及び生産の方法を遵守していないことを確認した場合には会員農協を通じて当該生産業者に対し警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合、組合連合会は当該生産業者の生産した「米穀」について、地理的表示である「北海道米」の使用を禁止できるものとする。

7 地理的表示等の適切な使用の確保のために必要な措置

組合連合会は、上記5（1）の周知の際に、地理的表示である「北海道米」及びGIマーク（以下「地理的表示等」という。）の使用に係る以下の内容について、構成員たる会員農協及び生産業者に対して周知する。

- （1）明細書の生産地及び生産の方法に基づいて栽培された「北海道米」にのみ、地理的表示等の使用が可能であること。
- （2）GIマークを使用する場合は、地理的表示である「北海道米」と併せて使用すること。
- （3）GIマークは法施行規則で定められた規定に基づいたデザインとすること。

8 地理的表示等の違反使用が判明したときの指導

組合連合会は、構成員による地理的表示等の違反を確認したときは、当該会員農協に対し、指導、警告等を発し、是正を求める。なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わなかった場合には、組合連合会は、当該生産業者が生産する「米穀」について、地理的表示等の使用を禁止できるものとする。

9 重大な違反が判明した場合の報告

組合連合会は、上記6又は8に関して、「北海道米」に係る需要者の信頼を著しく損なう又はそのおそれがある重大な違反が判明した場合は、特定農林水産物等審査要領の別紙報告書により速やかに農林水産大臣に報告する。

10 資料の保存

生産業者、会員農協及び組合連合会は、以下の資料を作成日又は取得日から5年間保存するものとする。

- （1）上記5における「北海道米」に係る生産地及び生産の方法の遵守に必要な手順の実施結果が確認できる資料
- （2）明細書に適合した生産が行われていないこと又は地理的表示等が適切に使用されていないことが判明した場合
 - ・その事実を裏付ける資料
 - ・その事実が判明するに至った経緯及び組合連合会が行った指導等に係る資料

11 連絡先

